５ 弁護士の活動領域拡大

**(1) 領域拡大の意義・目的 － 法の支配の徹底のために**

法曹人口の増大や昨今の弁護士を取り巻く厳しい状況を踏まえ、弁護士の活動範囲の拡大、領域拡大が叫ばれて久しい。この課題に、個々の弁護士のみならず、日弁連や、各単位会といった弁護士会も本腰を入れて取り組んできている。

かかる領域拡大を論じるにあたり、まず領域拡大の意義や目的を確認しておく。

弁護士同士や弁護士会で領域拡大の議論をすると、ややもすると弁護士の売り上げや収益の確保のためという、内向きな議論になりがちである。

しかし、弁護士の領域拡大の意義や目的は、そこにあるのではない。

弁護士の領域拡大の意義や目的は、これまでの弁護士業務において、対象とされてこなかったり、十分にはフォローされていなかった分野・ 領域に対し、市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すものである。決して弁護士や弁護士会向けの内向きな議論ではない。

この点を見誤ると、我々弁護士や弁護士会はやがて市民等に見放されてしまうだろう。領域拡大を論ずるにあたっては、常にこの視点を忘れてはならない。

**(2) 施策 － 弁護士会や会派が遂行する必要性**

弁護士の領域拡大は、弁護士が自由業であり個人事業主であることからすると、個々の弁護士一人一人の責任においてなされるのが本筋といえよう。実際、先達は、自らの才覚と責任において、切り拓いてきた。弁護士の中には、いまだに同様の主張や意見を述べるものも少なくないであろう。

しかし、司法修習を終了したにもかかわらず、弁護士登録をしない者が一定数存在し、また登録してもOJTの機会すら十分に与えられない弁護士が依然として少なからずいる厳しい現実を踏まえると、これまでと同様に個々の弁護士の才覚に委ねるという意見は、説得力をもたないであろう。市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すには、個々の弁護士の才覚やセンスにのみ頼るのではなく、会派や弁護士会に有為な人材を結集して弁護士・弁護士会が一丸となって取り組んではじめて達成できるものである。

このように、現在の弁護士・弁護士会を取り巻く厳しい状況においては、弁護士会や会派こそが、新たな領域拡大の担い手たる立場を期待されているのである。特に弁護士会は、各単位会に所属するすべての弁護士で構成されており、公益的立場、対外的な信用力や財政的な裏付けの観点から、中心的な担い手たるべき立場にあるといえよう。

**(3) 具体的な取り組み**

①　東弁の各会派において、それぞれ特色ある取り組みがなされているが、本稿では、上述のとおり中心的な担い手を期待されている東弁における取り組みを紹介したい。

東弁では、2014（平成26）年9月に、推進本部が設置され、東弁における弁護士活動領域の推進を担う中心的な組織が立ち上がった。推進本部の設置要綱第 2 条の目的には、「… ①弁護士の活動領域の拡大に関する情報収集及び調査、②本会内における各組織からなる拡大会議の開催、③会員に対する活動領域の拡大に必要な情報提供、④会員を対象とした研修会、シンポジウム等の実施」と規定され、メンバーも司法修習50期以下で構成されおり、まさに弁護士の領域拡大のための組織といえよう。

②　現在、推進本部の各PTにて実施若しくは検討されているメニューは以下のとおりである。同本部は下記のメニュー以外にも検討中の企画や制度がいくつもあり、若手会員が従来にない発想で自由闊達に多様なアイデアを出して、実現に向かっているのが特徴である。

(ア)　弁護士トライアル制度の実施

これは、弁護士会が企業・自治体等と会員をマッチングし、法律事務所に籍を置きつつ、弁護士が、週のうち1～3日程度を企業内で執務する制度を設けることで（業務委託契約を想定）、今後組織内弁護士を採用することを考えていて試行的に弁護士と契約したいと考えている企業のニーズに応え、企業にとって組織内にいる弁護士の有用性・必要性を知ってもらう制度であり、2015（平成27）年9月に導入されたものである。既に23区内の自治体で採用されており、今後、企業・自治体に広く採用を呼び掛けていく予定であり、その一環として、2016（平成28）年11月にシンポジウムを開催し、30社を超える企業、自治体が参加した。

(イ)　在日外国人に対する法的サービスに関する調査

現在200万人いると言われる在日外国人に対する法的サービスが十分に提供されているか、まだ、どのように紛争が解決されているかを調査し、不足する法的サービスの提供を検討するもので、既に数か国の組織とコンタクトをとって調査を開始している。その中でもインドネシアに注目しており、在日インドネシア大使館とも協力し、在日インドネシア人への法的サービスのあり方について調査等を進めているところである。また、インドネシア本国における弁護士会・日本の弁護士との協力についても今後、検討していく予定である。

(ウ)　スマートフォンを通じた会員・市民への情報発信

スマートフォン用のアプリケーションを開発し、若手会員に対しては、東弁が実施する研修やイベント等の情報を提供し（会員向けアプリは若手会員総合支援センターが担当）、市民のうち、まず中小企業に対して、タイムリーな法情報や当会が提供している法律相談等の法的サービスに関する情報を発信するもので、2016（平成28）年7月にアプリをリリースし、稼働中である。

(エ)　広報戦略に対するサポート

本PTは、依然として敷居が高いといわれる弁護士のイメージを払拭し、市民や企業にとって親しみのある弁護士・弁護士会を目指して、これまでにない新たな広報戦略を実施するPTである。その第一弾として、2015（平成27）年8月に東京ドームが主催するプロ野球（イースタンリーグ）興業のスポンサーの一角に参加し、東京ドームへの来場者に対し、キャラクターも導入して東弁のアピールを行い、一定の成果を出すことができ、2016（平成28）年8月には第2回目を実施し、8,000部もの広報資料を配布し、さらなる広報に努めた。

(オ)　少額債権サービシングに関する新方式の検討

従来はコスト倒れになるために個々の弁護士が受託できなかった少額債権の回収について、採算性を高めるための一括受託等の方式を検討しており、現在、医療未収金、賃料、給食費等をテーマとして調査を開始している。

(カ)　人工知能部会の立ち上げ

産業界において急速に発展しつつある人工知能分野において法的課題等を検討し必要な提言等を行うとともに、法曹界における人工知能分野においても調査研究を進めることを目的として、2016（平成28）年9月に立ち上がった。

(キ)　宇宙部会の立ち上げ

現在、我が国は宇宙開発に多くの企業がかかわっているが、法的問題や課題に対してどのように対応しているのか等につき調査・研究を行い、宇宙開発の分野における法的支援を検討することを目的として、2016（平成28）年9月に立ち上がった。

(ク)　サードパーティー部会の立ち上げ

今後一層需要が高まると思われる第三者委員会について、客観性、中立性、公平性等の観点から真の第三者委員会の在り方を提言するとともに、実際の調査にあたる弁護士の育成も視野に入れて、2016（平成28）年9月に立ち上がった。

(ケ)　終活部会の立ち上げ

相続や財産処分、お墓の問題、祭祀承継など人生の最期に発生する様々な法的問題について信託制度、後見制度の利用も含めてパッケージで提供できる仕組み作り等を総合的に検討することを目的として、2016（平成28）年9月に立ち上がった。

(コ)　プロボノ勝手格付部会の立ち上げ

市民が弁護士や法律事務所を選択する基準のひとつとして、プロボノ活動を積極的に行っていることを新たな視点として据えて、表彰、評価、格付け等を実施するための調査・研究を行うことを主たる目的として、2016（平成28）年9月に立ち上がった。

**(4) 最後に**

東弁の上記取り組みの中には一部成果を出し始めているものがあるが、冒頭に述べたとおり、弁護士の領域拡大の意義や目的は、これまでの弁護士業務において、対象とされてこなかったり、十分にはフォローされていなかった分野・ 領域に対し、市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すものであることから、日弁連、各単位会とも有機的に連携して、失敗を恐れず、粘り強くチャレンジをし続けていくことが重要であり、今後も地道に取り組んでいかなければならないものである。